行政改革大綱

問総務課 A 2 階 23)1 1 1

政改革を推進するため、「第3次大田原市行政改革大綱」を策定しました。 とから、本市の行政改革の方針を示すとともに、市民と行政が協働して行 行政のスリム化・効率化を図りながら多様な行政ニーズに対応してきました。 改革推進委員会へ諮問をし、その答申内容に基づき策定したものです。 とともに、行政改革大綱を策定し、民間活用として指定管理者制度の導入や、 なお、本大綱は、公募委員および団体推薦委員で構成する大田原市行政 現在取り組んでいる行政改革大綱の計画期間が平成27年度で終了するこ 市では、 行政改革を推進するため、大田原市行政改革推進本部を設置する

大綱では、 の重点項目として掲げました。 次の6項目を行政改革

③効率的な執行体制の確立②市民サービスの向上 ①自助、 ④行政体制の見直し 公営企業等の経営健全化 持続可能な財政構造の確立 共助、公助の まちづくりの推進

◎重点項目の具体的な取り組み内容

共助、 公助の

´1)市民との協働と市民参画のしく **まちづくりの推進** みづくり

民活動に支えられたまちづくりが行 われてきました。今後も安心して 本市は、これまでもさまざまな市

> ビスの質の向上や業務の効率化を実暮らせる大田原市を築き、市民サー まちづくりを推進します。 協力して行う共助及び行政が担う公 自ら行う自助、地域や民間の組織が 現するために、市民が自らの責任で するとともに、市民との恊働による それぞれの役割と責任を明確化

(2)民間委託等の導入推進

保護や守秘義務に十分留意しながら積 明性を確保するとともに、個人情報の 象事業、選定基準、契約条項などの透 極的な民間委託を推進します。 のメリットや費用対効果を検証し、対 を活用することによる市民サービスへ 民間委託については、民間の手法等

活用するため、民間事業者への施設 指定管理者制度の運用を図るととも したことを受け、引き続き適切な 管理者による管理の導入が一区切り に、裁量の幅を広げて施設を有効に 移譲を進めることとします。 また、公共施設については、指定

(3)共同事業の推進

設の管理について、近隣市町と歩調部事務組合等による広域的な公共施地域住民の利便性を図るため、一 を合わせて共同事業を推進します。

②市民サービスの向上

ビスを向上させます。 り市民の皆さまの利便性や窓口サー し、ワンストップ窓口の導入等によ 上に努め、縦割り行政の欠点を見直 (1)窓口サービスの向上 住民と接する窓口職員の接遇の向

ングによる市民サービスの向上につ いて研究を進めます。 さらに、窓口業務のアウトソーシ

の向上につなげていきます。 Tを適切に使い分け、市民サービス 継続性の確保など、多様化したIC た災害時等の重要情報保護及び業務 ンターネットを利用した行政手続の ン化の推進、クラウド技術を活用し 無線LANの拡充等の地域オンライ 電子化・証明書コンビニ交付・公衆 信等を活用した情報発信の強化、 (2)ICTを活用したサービスの向上 ホームページ・SNS・メール配 イ

(3)事務事業の見直し

の効率化を進めます。 ることやICT活用による事務事業 活用して評価結果を予算に反映させ りの幸せ度向上のため、行政評価を 財源を有効に活用し、市民一人ひと 見直しをしてきましたが、限られた 事務事業については、これまでも

③効率的な執行体制の確立 (1)定員管理の適正化

間で10%の職員数を削減することと とともに任期付職員や再任用職員等 を有効に活用するなど、 しましたので、計画的な採用を行う 化計画では、平成32年度までの5年 管理を進めていきます。 平成27年4月に策定した定員適 適正な定員

(2)人材の育成と意識改革

どまらず、その周辺業務にも多面 や個々の職員の意欲を向上させるた 的・機動的に対応できる職員の育成 図るとともに、自らの担当業務にと め、大田原市人材育成ビジョンに基 技術の習得や政策形成能力の向上を 提供するため、今後も専門的な知識 づく取組を進めていきます。 効率的に質の高い行政サービスを

④行政体制の見直し

(1)組織機構の見直し

の方針に基づき、行政のスリム化を を推進するとともにワンストップ・ 構築を行います。 行う、スクラップ・アンド・ビルド サービスに即した組織機構づくりを 多様化する市民の行政ニーズへの対 目指しつつ柔軟かつ合理的な組織の 応や市民との協働によるまちづくり 地方分権による新たな行政課題

⑤持続可能な財政構造の確立

(1)財政健全化の推進 厳しさが予想される財政状況に対

新たな財源の確保につながる取組

事務事業の見直しを進めるととも の必要性を検証し、民間委託の推進、

民間的経営手法の積極的な導入

方創生に伴う財政措置の活用や、

き続き推進するとともに、国の地

入、ふるさと納税寄附金制度を引 広告掲載やバナー広告等による収

る経営の健全化を推進します。

また、

現在提供しているサービス

況及び料金対象経費を的確に把握

会計等の経営基盤を強化し、経営状

上下水道の地域拡大により、

し、施設の統廃合、経費削減等によ

⑥公営企業等の経営健全化

は、

くらし

税

イベント

おおたわら

くため、 自治体の役割を持続的に果たしてい 各種取組を推進します。 定し、健全な財政運営を図るための 市 大田原市中期財政計画を策 民の暮らしを支える基礎的

(2)歳入の確保

めます。 しを行うことにより歳入の確保に努 益者負担の原則に従い、 た財源の確保が必要であることか 発揮し自立性を高めるには、安定し 地方自治体が行政活動の自主性を 住民負担の公平性を確保し、受 財源の見直

○市税等の徴収率の向上…市 率の目標を設定することで徴収業 利便性の向上を図り、 振替納税の更なる推進と納税者の めます。 務を強化し、 民健康保険税、介護保険料、 市営住宅使用料については、 自主財源の確保に努 現年度徴収 税、 保育 玉

)受益者負担の見直し…行政サービ 平であるとの観点から、負担金、 割合は受益者が負担することが公 スの費用負担については、一定の た際には、その費用増加分を勘案 す。また、 負担となるよう見直しを検討しま 手数料、使用料について、適正な 適正化を図ります。 消費税増税が実施され

)新たな財源の確保…市広報紙への

(3)歳出の抑制 ○経費の節減…行政評価の結果を活 用し、事業の効率的・効果的な執 ても総点検を行い、 行を行うとともに、人件費・物件

財政マネジメント等の向上を図るた

公営企業としての経営基盤の強化や

さらに、下水道事業については、

に努めます。

○補助金等の見直し…必要性や費用 ます。 性や公平性を確保することを基本 対効果を検証するとともに、公益 費・扶助費などの経常経費につい に各種負担金・補助金等の適正化 経費を節減し

進めます。

置づけるとともに、

計画的な移行を

ら、公営企業会計の適用を明確に位

本計画を現在策定中であることか め、地方公営企業法適用のための基

○公債費の抑制…市債の発行に伴う を図ります。 の算入率の高い地方債を活用し、 公債費については、地方交付税へ 下を目標とします。 情を除き、毎年度の元金償還額以 に、発行額については、特別な事 般財源の負担を軽減するととも

(4)適正な財産管理

については、貸付けや売却を検討し、 来においても利活用計画のない財産 も踏まえながら有効活用を図り、将 源の確保を図ります。 市有財産については、市民ニーズ

◎実効ある改革とするために

○行政改革に対する助言と提言…公 きます。 き、行政改革を積極的に進めて みに対して助言及び提言をいただ 員会から、 成する大田原市行政改革推進委 募委員及び市内団体推薦委員で構 市の行政改革の取り組

○実績の公表…年度ごとの行政改革 ○成果の反映と実施計画の見直し… 告するとともに、市広報やホーム 行政改革推進委員会、 がら行政改革を進めます。 市民の皆さまの理解をいただきな ページ等を活用して広く公表し、 の進捗状況については、 市議会へ報 大田原市

行政改革の成果や実績について 画の見直しを行い とともに、 次年度以降の施策に反映する 弾力的に年度別実施計

事業主の皆さまへ

者の雇用の促進等に関する法律」が改正されます ~平成 28 年 4 月 1 日施行~

身体障害、 知的障害、 精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能に障害が 障害者手帳を持っている方に限らず、 あるため長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、 または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。

- ●改正のポイント
- ▶雇用の分野での障害者差別を禁止:障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止さ れます。
- ▶雇用の分野での合理的配慮の提供義務:障害者に対する合理的配慮の提供が義務となります。
- : 障害者からの相談に対応する体制の整備が義務、 苦情を自主的に解 ▶相談体制の整備、苦情処理・紛争解決の援助 決することが努力義務となります。
- ※詳細は、市ホームページをご覧いただくか、下記へお問い合わせください。
- 問栃木労働局職業安定部職業対策課 **1** 0 2 8 (6 1 0) 3 5 5 7 ハローワーク大田原 四(22)2268